

令和8年度徳島新未来創生プロジェクトに係る委託業務の
実施事業者募集要領

1 本募集要領の目的

令和8年度において、上記プロジェクトの一環として、徳島県生活環境部労働雇用政策課が業務委託を行う次の事業について、審査等の手続きを一体的に行い、委託事業者の円滑な決定につなげることにより、効果的な事業の実施を図ることを目的とする。(上記プロジェクトの概要は別紙1のとおり。)

なお、企画提案を募集する事業のうち、一つ又は複数の事業について提案することができるものとするが、企画提案書は事業ごとに個別に受託する前提で提出すること。

企画提案を募集する事業

事業番号	事業名
1	令和8年度人事戦略強化支援事業
2	令和8年度企業課題解決人材育成・定着支援事業
3	令和8年度インターンシップコーディネート事業
4	令和8年度とくしまワーク体感事業ネクスト+
5	令和8年度保護者のための就活支援事業
6	令和8年度「徳島で働く魅力」発信事業
7	令和8年度高度外国人材合同企業説明会等実施事業

(注) 各事業の概要及び目標（アウトプット・アウトカム）は、別紙2「企画提案を募集する事業の概要」のとおり。

2 企画提案を募集する事業の内容等

(1) 事業の内容

別添の各事業の仕様書に記載のとおり。

(2) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(3) 委託上限額（消費税及び地方消費税含む。）

事業番号	事業名	委託上限額
1	令和8年度人事戦略強化支援事業	10,000,000円
2	令和8年度企業課題解決人材育成・定着支援事業	10,000,000円
3	令和8年度インターンシップコーディネート事業	5,000,000円
4	令和8年度とくしまワーク体感事業ネクスト+	20,000,000円
5	令和8年度保護者のための就活支援事業	5,000,000円
6	令和8年度「徳島で働く魅力」発信事業	5,700,000円
7	令和8年度高度外国人材合同企業説明会等実施事業	15,000,000円

3 企画提案の参加要件

事業を効果的かつ効率的に実施することができる、県内に事業所等を有する法人又は法人以外の団体であり、以下の（１）から（８）までの全ての要件を満たす者であること。また、事業実施のために必要な場合は、共同体で参加することも可能とする。

なお、共同体で参加する場合にあっては、少なくとも１者が（１）を満たし、かつ全ての構成員が（２）から（８）までの全ての要件を満たす者であること。

（１）徳島県内に本社、本店又は活動拠点を置いている（※）こと。

（※）「活動拠点を置いている」とは、プロポーザルの参加申込書の提出時点で、徳島県内に設置された自社の支店、営業所等の事務所において、実体的かつ継続的な事業活動が行われていることを指す。

（２）県税及び国税の未納がないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

（５）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

（６）暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

（７）特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でない認められる者ではないこと。

（８）労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。

4 企画提案への参加及び応募方法

（１）企画提案に参加する場合には、令和８年３月１２日（木）午後５時までに、次の書類を提出すること。

ア 企画提案参加申込書（様式第１号）

イ 共同体構成員届出書（様式第２号）（共同体で参加する場合）

ウ 共同体協定書（様式第３号）（共同体で参加する場合）

エ 共同体委任状（様式第４号）（共同体で参加する場合）

なお、「企画提案参加申込書」の提出後に辞退する場合は、「企画提案辞退届」（様

式第5号)を提出すること。

(2) 企画提案書の提出について

次の書類等を作成し、提出すること。

なお、企画提案書は、前記1の「企画提案を募集する事業」に掲げる事業ごとに個別に受託する前提で提出するものとし、複数の事業を合わせて実施することによって優位性が発揮できる場合には、関連する企画提案書の中にその旨を記述するとともに、各事業を単独で実施する場合と複数の事業を合わせて実施する場合とで経費の見積額が異なる場合はその旨を記載すること。

また、企画提案を募集する事業については、事業ごとに目標（アウトプット・アウトカム）を設定しているので、企画提案書を提出する事業に設定されている目標の達成方法及びその見込について記述すること。

ア 企画提案書提出整理票（様式第6号）

イ 企画提案書（様式第7号）

A4版、ページ数は問わない。

ウ 委託業務に係る経費の見積書（様式第8号）

前記1の「企画提案を募集する事業」に掲げる事業ごとに経費の見積書を提出するものとし、複数の事業を合わせて実施することにより見積額が異なる場合は、その旨を記載すること。（複数の事業の組合せにより金額が異なる場合には、事業の組合せごとの見積額がわかるようにすること。）

エ 統括責任者・運営管理体制（様式第9号）

オ 業務スケジュール（様式任意） A4版、ページ数は問わない。

カ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 発行後3ヶ月以内のものに限る。写しの提出でも受け付けるが、受託者となった場合は、契約を締結するまでに原本を提出すること。

キ 損益計算書・貸借対照表（直近2事業年度分）

(3) 企画提案書の提出部数

ア 持参又は郵送の場合

提出部数は、7部とすること。

企画提案書は両面印刷とし、カラーを使用する場合は7部ともカラーとすること。

イ 電子メールにより提出する場合

電子メールの件名は「プロポーザル企画提案書（事業者名）」とし、添付ファイルの形式はPDF形式とすること。電子メールの送信後、11に掲げる提出先まで、送信・受付確認の電話をすること。

なお、本県のメール受信容量に限りがあるため、容量が大きい場合は徳島県オンラインストレージサービスの利用を推奨する。徳島県オンラインストレージサービスを利用する場合は、事前に送受信テストをするため令和8年3月18日

(水)までに申し出ること。

(4) 提出先

1 1に掲げる場所

(5) 提出方法

持参、郵送又は電子メールによること。

(6) 提出期限

令和8年3月19日(木)午後5時必着

電子メールで提出の場合は、企画提案書の提出後、上記期限までに送信・受付確認の電話をすること。郵送で提出の場合は、特定記録を利用するなど、差し出しの記録が残るようにすること。

(7) 留意事項

ア 参加申込みに要する費用は、応募者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 企画提案に応募した事業所名等は公表する場合がある。

エ 人件費等経費の積算に当たっては、地域の水準等を踏まえ適正な価格で積算すること。

オ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合には、失格とする。

カ 事業で得た財産及び成果物等に係る権利は、徳島県に帰属する。

5 委託業者の選定

(1) 審査の方法

提出された書類の内容を審査するため、外部委員を含めた選定委員会を開催し、その結果に基づき委託候補者を選定する。評価は、次の項目について、あらかじめ定められた選定基準に基づき、書類審査若しくは提案者によるプレゼンテーションにより行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。

また、必要に応じてヒアリングの実施や、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。この場合は、県から別途通知する。

ア 提案内容 事業の実施方法、スケジュール 等

イ 目標管理 目標(アウトプット、アウトカム)の達成方法及びその見込 等

ウ 実施体制 業務実施・サポート体制 等

エ 実績 同種の業務の実績 等

オ 経費 経費の妥当性

カ その他業務を実施するに当たっての創意工夫

(2) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に対し、文書により通知する。

6 本事業における質疑応答

(1) 質問の受付期限

令和8年3月5日(木)正午まで

(2) 質問票の提出

質問票(様式第10号)により、ファクシミリ又は電子メールにより、質問票に記載の宛先まで提出すること。

(3) 質問の内容

原則として、企画提案を募集する事業に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

なお、各応募者からの質問事項に対する回答については、令和8年3月9日(月)までには、質問者全員にファクシミリ又は電子メールにより送付する。

7 契約の締結

(1) 事業は厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用して行うため、当該補助金が不採択又は減額交付となったときは、契約手続の中止、契約の解除、契約金額の減額等を行うことがある。

(2) 令和8年度予算を審議する徳島県議会において、当初予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、契約手続の中止、契約の解除、契約金額の減額等を行うことがある。

(3) 徳島県と最優秀提案者は、業務を実施するうえで必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき契約を締結する。

なお、最優秀提案者との協議が整わなかった場合、次点提案者と協議を行うものとする。

(4) 契約を締結するまでに次の書類を提出すること。

ア 納税証明書(県税及び国税に未納がないことの証明書) 原本各1部

イ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 原本1部

発行後3ヶ月以内のものに限る。企画提案書提出時に原本を提出している場合は不要。

(5) 経理処理は他に行っている事業と明確に区分し、会計関係の帳簿及び証拠書類は事業が終了した年度の終了後5年間保存すること。

(6) 県から事業の実施状況について報告を求められた場合には速やかに回答すること。

(7) 事業終了後は、事業の実施内容、目標(アウトプット、アウトカム)の達成状況、事業に要した経費及びその内訳を含む実績報告書を速やかに提出すること。

8 委託料の支払

委託料の支払時期、金額、支払方法等は契約で定める。

なお、委託料は、前払ができるものとする。前払の額は、契約の内容に応じて県が決定する。

9 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、または、請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、徳島県と協議のうえ、委託業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (3) 受託者が委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。

10 スケジュール

令和8年2月27日（金）	公募手続開始
令和8年3月5日（木）正午	質問票締切
令和8年3月12日（木）午後5時	企画提案参加申込書締切
令和8年3月19日（木）午後5時	企画提案書等提出締切
令和8年3月下旬から4月上旬	委託事業者決定・契約締結

11 問合せ先及び書類提出先

徳島県生活環境部労働雇用政策課 雇用促進戦略担当 光山

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2348

ファクシミリ 088-621-2852

メールアドレス roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp